

仕 様 書

1. 件 名 令和4年度 大気化学輸送モデル運用のためのデータストレージ 1式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 大気化学輸送モデル運用のためのデータストレージ 1式」について規定する。

2. 数 量 1式

構成内訳 データストレージ 1台

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、大気微量成分の化学変化・輸送特性等の動態解明、および観測データを利用した排出量推定を行うため、大気化学輸送モデルを開発し、研究所や国内外の諸機関のデータを取得して統合的な研究を行っている。研究の進展に伴い、入出力データは高解像度化しアンサンブル数も増加している。本調達では、上記大気化学輸送モデルの運用に欠かせない大容量の入出力データを保管するため、既存のサーバに増設する「令和4年度 大気化学輸送モデル運用のためのデータストレージ 1式」を購入するものである。

4. 仕様・規格等

「令和4年度 大気化学輸送モデル運用のためのデータストレージ 1式」については以下の仕様を満たす必要がある。

A データストレージ 1台

- (1) 総物理容量220TB以上を備えていること。スペアディスク無しでRAID6を構成した場合の容量は180TB以上であること。
- (2) ハードディスクは、ヘリウム充填型の物理容量20TB以上で、7200rpm以上の回転速度を持ち、MTBF（製造メーカー公称値）が250万時間以上であること。修理対応後のハードディスク返却不要サービスを付帯すること。
*ハードディスクの検査条件は、「B 搬入前作業」を参照のこと。
- (3) ハードウェアRAID 機能を備え、RAID0、1、5、6、10に対応可能な内蔵RAIDコントローラを搭載し、RAIDレベルは導入の際に選択可能であること。
- (4) RAIDコントローラのキャッシュメモリは1GB以上であり、ディスク群と12Gbps以上の帯域幅を持つインターフェースで接続されていること。
- (5) ディスク搭載ベイは、前面または背面から着脱可能なホットスワップ対応であること。
- (6) RAIDコントローラは、ディスク交換後に元の RAID構成を再構築するオートリビルド機能を有していること。

- (7) ハードディスク内の不良セクタと遭遇しないよう、定期的にディスクの表面検査を実施するサーフェイスベリファイ機能を有していること。
- (8) RAIDコントローラは、不良セクタを発見した際、修復タスクをバックグラウンドで起動しながら、上書修復処理を行う機能を有していること。また物理的な損傷や劣化によって上書修復が失敗したとしても、セクタリロケートによって更なる修復処理を行いデータの消失・欠損することがないこと。
- (9) 電源部は冗長化電源であり、入力電圧は100V、200V両用の両方に対応していること。80PLUS Titanium認証以上の取得ユニットであること。使用電力容量は起動時300W以下、高負荷時150W以下であること。
- (10) 冗長構成ファンを搭載していること。NIES所有の無停電電源装置を使用して電源供給が可能であること。
- (11) 筐体内のエアフローの確保、温度センサーによる温度異常の検知など、HDDの冷却に関して充分対策が施されていること。
- (12) 前面または背面にLEDランプがあり、障害発生時に点灯または点滅により、障害発生を告知する機能を有していること。
- (13) Intelligent Platform Management Interface (IPMI) 規格v2.0以上に対応したシステム管理用のインターフェイスを搭載すること。本機能専用の1000Base-Tネットワークポートをもつこと。5mの1000Base-TのLANケーブルを本調達に含めること。
- (14) 12Gbps以上の転送速度を有するSAS (Serial Attached SCSI) ポートを1つ以上搭載すること。本規格に対応する1mのケーブル、および、既存のDell PowerEdge R250サーバの拡張カードライザーのPCIe 1x8スロットに搭載可能なLow ProfileのSASカードを本調達に含めること。
- (15) 当該装置でのファイルシステムの使用量、ホストが検出するエラー、FAN、PSU等のエラーについて、監視、警告発信をする機能が提供されること。
- (16) 一般財団法人 VCCI協会適合の製品であること。
- (17) 筐体はEIA 19インチラックに搭載可能であり、2U以下であること。

B 導入作業－搬入前作業

Aのデータストレージに搭載するハードディスクは、信頼性を高めるため、以下の条件を満たす検査報告書を納入予定の全てのハードディスクドライブに対して提出すること。

- (1) 検査実施日時が記載されていること。
- (2) 検査の所要時間が記載されていること。
- (3) 検査対象HDDの型番、シリアル番号、ファームウェアバージョンが記載されていること。
- (4) 検査後のHDDのSMART情報を一覧にした表が記載されていること。
- (5) 発生したエラーの情報が記載されていること。
- (6) HDDの全周に対してRead/Writeを行った際の全周に対する転送レートを表すグラフが記載されていること。
- (7) 故障発生時に出荷時の試験と比較するトレーサビリティを確保すること。また、同じ試験を実

施した他のハードディスクドライブのデータと比較検証ができること。

C 提案書

公告6(2)の期限までに、以下の項目を含んだ提案書を提出すること。提案書は、紙媒体で2部提出すること。

- (1) 機器諸元
- (2) 要求要件を実現するための具体的な方策
- (3) 全体の工程表
- (4) 体制図
- (5) 照会先

D 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）3年間を保証期間とし、平日9:00-17:00の電話での問い合わせが可能なこと。さらに、24時間365日WEBでの問い合わせが可能なことが望ましい。本問合せについては、障害切り分け後翌営業日までにオンサイトで対応可能な、機器の製造者が提供するハードウェア保守サービスを付帯すること。
- (2) 原則土日祝日（年末年始を含む。以下同じ。）を除き、障害発生のお知らせを行った後2日以内に正常復旧できる保守体制・サービスレベルを提供すること。なお、障害の程度に応じて土日祝日であっても臨機応変に対応可能な保守体制・サービスレベルを構築すること。
- (3) 納品製品については新品であり、かつ、3年間のメーカー保証が付いているものであること（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）。
- (4) メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること。）。

E その他

(1) 付属品の装備

サーバ機器の接続及び動作に関する付属品すべてを本調達に含むこと。

(2) 基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様どおりに稼動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。設置の際には、NIES の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。万一、NIES の建物・設備等に損傷を与えた場合は、納入者の責任において、原状に復するものとする。

・機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載、ケーブルリング、SATA ストレージの設定、IPMI ポートの設定作業を実施すること。電源の各ケーブルは同一ラック内の指定 PDU とそれぞれ接続し、IPMI ポートは指定ネットワークスイッチに LAN ケーブルで接続すること。

・ストレージシステムの RAID 構成は、すべてのハードディスクドライブを使った RAID6 とする。

RAID 構築作業は長時間を要するため、納入前に事前に実施しておくことが望ましい。

- ・ストレージ装置に構築された各 RAID 領域は論理分割を行わず、OS から大容量ディスクとして認識されるように設定すること。
- ・基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行うこと。
- ・Disk 等の各種パラメータは協議の上決定すること。

(3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないとNIES担当者が認める場合には、6.の期限内に対処すること。また、施した設定内容、利用方法、注意点等や各種機器間の接続状態等の説明書を作成し、NIES担当者が必要に応じて参照できるようにすること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人 国立環境研究所

6. 納入期限

令和5年3月31日

7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者との協議し、その指示に従うこと。

本調達、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 3 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び構築上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕様書

1. 件名

エコチル調査評価対象化学物質に関する体内動態情報収集業務

2. 業務契約期間

契約締結日～令和5年5月31日

3. 業務実施場所

請負者において行うものとする。

4. 目的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）が平成22年度より開始され、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター（以下「コアセンター」という。））としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で約10万人の妊婦から生まれた子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査であり、妊娠中から乳幼児期における化学物質ばく露と健康影響との関連を調査している。様々な化学物質のばく露を効率的に評価するため、コアセンターでは、これまでに対象化学物質の基礎情報の整理及び優先順位付けを行い、規制や評価文書についても最新情報を整理してきた。本業務では、エコチル調査における評価対象候補化学物質について、ヒトの体内動態情報を調査、収集し整理することを目的とする。

5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、コアセンター担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

5.1. 体内動態情報の収集

エコチル調査の評価対象化学物質（別表1）に関して、以下の情報源（複数ある場合は最新の情報源を対象とする。）を調査し、ヒトの体内動態に関する情報を収集すること。なお、収集する体内動態情報は、吸収率、標的臓器（臓器内存在量等）、体内半減期（血中や尿中等）等に関わるパラメータとし、詳細についてはコアセンター担当者と協議を行い、設定すること。

- ・米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）Toxicological Profiles
- ・食品安全委員会評価書

5.2. 体内動態情報の整理

5.1で収集したヒトの体内動態情報について、情報の有無等を示す星取表と物質ごとに体内動態情報をまとめたファイルを作成すること。ファイル形式は.xlsx、.csv等のスプレッドシートとし、詳細はコアセンター担当者と協議の上決定する。ファイルには該当箇所の原文及び和文、出典、パラメータ（吸収率、標的臓器、半減期等）等の項目を設け、情報を整理して記載すること。

5.3. 作業進捗状況の報告

- 1) 契約終了の1週間以上前に調査結果の作成状況について、中間報告としてコアセンター担当者に提出し、確認を得ること。
- 2) 中間報告の確認を得た後、コアセンター担当者からの指示を受け、成果物の作成を進めること。

6. 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務を履行するために以下1)~3)の実績を有した人員を適切に配置し、業務実施の体制を整えること。

- 1) 毒性試験、生分解性試験、生物濃縮性試験、化学分析業務、それらの情報収集業務に5年以上従事した実績を有すること。
- 2) 各種化学物質法規制又は公的機関による評価書・評価法策定（環境省化学物質の環境リスク初期評価、OECDテストガイドライン等）等の業務実績を有すること。
- 3) 日本毒性学会認定トキシコロジストによる有害性評価及びリスク評価等の業務実績を有すること。

7. 成果物の提出

請負者は、以下の成果物をNIES担当者に提出するものとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 業務結果報告書 | 1部 |
| (2) 体内動態情報に関するデータファイル | 1式 |
| (3) 上記 (1) 及び (2) を収録したDVD-R | 1式 |

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8. 著作権等の扱い

- 8.1. 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- 8.2. 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- 8.3. 上記 8.1 及び 8.2 にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。
(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P

ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。

- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10. 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別表 1 評価対象化学物質

No	物質名	CAS RN
1	水銀	7439-97-6
2	メチル水銀	115-09-3、22967-92-6
3	鉛	7439-92-1
4	カドミウム	7440-43-9
5	ヒ素	7440-38-2
6	銅	7440-50-8
7	亜鉛	7440-66-6
8	クロム	7440-47-3
9	マンガン	7439-96-5
10	セレン	7782-49-2
11	ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3
12	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (テトラ体)	40088-47-9
13	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (ペンタ体)	32534-81-9
14	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (ヘキサ体)	36483-60-0
15	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (ヘプタ体)	68928-80-3
16	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (オクタ体)	32536-52-0
17	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (デカ体)	1163-19-5
18	ポリ臭素化ビフェニル (ヘキサブROMOビフェニル)	59536-65-1
19	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン)	1746-01-6
20	ポリ塩化ジベンゾフラン (ペンタ体) (2,3,4,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン)	57117-31-4
21	コプラナー-PCB (PCB-126) (3,3',4,4',5-ペンタクロロビフェニル)	57465-28-8
22	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1
23	ペンタクロロベンゼン	608-93-5
24	クロルデン	57-74-9、5103-71-9、5103-74-2
25	ジクロロジフェニルトリクロロエタン	50-29-3
26	ディルドリン	60-57-1
27	アルドリン	309-00-2
28	エンドリン	72-20-8
29	ヘプタクロロル類	76-44-8、1024-57-3、28044-83-9
30	ヘキサクロロシクロヘキサン (リンデン)	58-89-9
31	マイレックス	2385-85-5
32	クロルデコン	143-50-0
33	トキサフェン	8001-35-2
34	ヘキサブROMOシクロドデカン (1,2,5,6,9,10-)	3194-55-6
35	ペルフルオロオクタン酸	335-67-1
36	ペルフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1
37	ヨウ素	7553-56-2
38	過塩素酸	7601-90-3
39	硝酸	7697-37-2

No	物質名	CAS RN
40	アセフェート	30560-19-1
41	クロルピリホス	2921-88-2
42	クロルピリホスメチル	5598-13-0
43	ダイアジノン	333-41-5
44	ジスルホトン (エチルチオメトン)	298-04-4
45	フェニトロチオン	122-14-5
46	ホスチアゼート	98886-44-3
47	イソキサチオン	18854-01-8
48	メタミドフォス	10265-92-6
49	パラチオン	56-38-2
50	プロチオホス	34643-46-4
51	アレスリン I	584-79-2
52	アレスリン II	497-92-7
53	レスメトリン	10453-86-8
54	フェノトリン	26002-80-2
55	ベルメトリン	52645-53-1
56	シペルメトリン	52315-07-8
57	シフェノトリン	39515-40-7
58	エトフェンプロックス	80844-07-1
59	シフルトリン	68359-37-5
60	テフルトリン	79538-32-2
61	ビフェントリン	82657-04-3
62	アセタミプリド	135410-20-7
63	イミダクロプリド	138261-41-3
64	ニテンピラム	150824-47-8
65	チアメトキサム	153719-23-4
66	クロチアニジン	210880-92-5
67	チアクロプリド	111988-49-9
68	ジノテフラン	165252-70-0
69	アトラジン	1912-24-9
70	グリホサート	1071-83-6
71	ディート	134-62-3
72	ムスクケトン	81-14-1
73	ムスクキシレン	81-15-2
74	フタル酸ジメチル	131-11-3
75	フタル酸ジエチル	84-66-2
76	フタル酸ジアリル	131-17-9
77	フタル酸ジブチル	84-74-2
78	フタル酸ジイソブチル	84-69-5
79	フタル酸ジノルマルヘキシル	84-75-3
80	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7
81	フタル酸ジノルマルオクチル	117-84-0
82	フタル酸ジイソノニル	68515-48-0
83	フタル酸ジイソノニル (分岐鎖異性体混合物)	28553-12-0

No	物質名	CAS RN
84	フタル酸ジノニル	84-76-4
85	フタル酸ジイソデシル	26761-40-0
86	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7
87	1,2-シクロヘキサジカルボン酸ジイソノニルエステル	166412-78-8、474919-59-0
88	ペンタクロロフェノール	87-86-5
89	ビスフェノール A (BPA)	80-05-7
90	ビスフェノール F (BPF)	620-92-8
91	ビスフェノール S (BPS)	80-09-1
92	4-ノニルフェノール (分岐) (NP)	84852-15-3
93	メチルパラベン (p-オキシ安息香酸メチル)	99-76-3
94	エチルパラベン (p-オキシ安息香酸エチル)	120-47-8
95	イソプロピルパラベン (p-オキシ安息香酸イソプロピル)	4191-73-5
96	プロピルパラベン (p-オキシ安息香酸プロピル)	94-13-3
97	イソブチルパラベン (p-オキシ安息香酸イソブチル)	4247-02-3
98	ブチルパラベン (p-オキシ安息香酸n-ブチル)	94-26-8
99	ベンジルパラベン (p-オキシ安息香酸ベンジル)	94-18-8
100	トリクロサン	3380-34-5
101	ベンゾフェノン 3 (BP-3)	131-57-7
102	1-ヒドロキシピレン (1OH-Pyr、ピレン-1-オール)	5315-79-7
103	3-ヒドロキシフェナントレン (3OH-Phe、3-フェナントロール)	605-87-8
104	トリブトキシエチルホスフェート (リン酸トリス(2-ブトキシエチル)エステル)	78-51-3
105	トリブチルホスフェート (リン酸トリブチル)	126-73-8
106	アクリルアミド	79-06-1

仕様書

1. 件名 自動研磨機エコメット 30 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「自動研磨機エコメット 30 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳	自動研磨機本体	1 台
	8 インチ研磨キット	1 個
	8 インチマグネットディスク	1 枚
	8 インチマグノパッド(5 枚入)	1 個
	個別荷重試料ホルダー	4 個
	個別荷重試料ホルダー用ドライブアダプタ	1 個
	個別荷重試料プッシャー先端(φ17mm 試料用)	5 個

3. 研究内容・購入目的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成 22 年度より開始され、NIES は、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で 10 万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを 13 歳になるまで追跡する出生コホート調査である。本調達は、エコチル調査において、参加者から収集した乳歯の分析を行うために必要な前処理装置の一つである「自動研磨機エコメット 30 一式」を調達するものである。

4. 仕様

「自動研磨機エコメット 30 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。なお、自動研磨機本体は、メーカーにて量産、製品化されている新品であること。

- 1) 研磨盤は、アルミニウム製でφ8 インチ、φ10 インチ、φ12 インチのいずれかが装着可能であること。
- 2) 研磨盤の回転方向は反時計回りで、回転数を範囲：50～500 rpmで50 rpm単位で可変できること。
- 3) 研磨盤の周りにプラスチック製のライナーが設置されており、試料を研磨する際に付着する汚れなどを取り除くために簡単に取り外し、交換が可能であること。
- 4) 研磨盤上に給水することができる機能を有すること。
- 5) 同時に処理できる試料が4個以上であること。
- 6) 試料に対しての個別荷重として5N～40Nの範囲にて5N単位で設定可能であること。
- 7) 試料に対し個別荷重を行う際に、試料裏面中心部に傷をつけることなく、また、試料表面の傾きに応じて適切に研磨可能であること。
- 8) 装置の異常時や機器使用時の緊急な事案に対して、即座に停止することができるように

緊急停止ボタンを有すること。

- 9) コントロールパネルとしてカラーLED仕様で7インチ以上のタッチスクリーンを有すること。
- 10) 装置は、幅700mm、奥行き700mm、高さ700mm以内のスペース内に設置出来るサイズであること。
- 11) 乳歯ブロックの研磨専用（直径17mm）の個別荷重試料ホルダー、個別荷重試料ホルダー用ドライブアダプタ、個別荷重試料プッシャー先端を含む特別仕様とすること。

5. 据付・設置等

本装置の据付、接続、動作に関する付属品全てを本調達に含め、NIES 担当者の指示に従い据付・設置作業を行うこと。

6. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

7. 納入期限 令和5年6月30日

8. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

9. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

仕 様 書

1. 件 名 地球環境データベース 仮想化基盤サーバ 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「地球環境データベース 仮想化基盤サーバ 1式」について規定する。

2. 数 量 1式

構成内訳

- 1) 仮想化基盤サーバ 1式

3. 研究内容・購入目的

NIES 地球システム領域 地球環境研究センターでは、「地球環境データベース」（以下「GED」という。）の Web サイトを通して、モニタリングデータの提供、検索ツールや可視化ツールや解析ツール等の Web アプリケーションの提供等を行っている。研究の進展に伴いデータは高解像度化し、計算量やデータ量は飛躍的に増加しており、また、最近のオープンデータ、オープンサイエンスの流れに備えるべく、GED を支えるサーバやストレージやネットワーク等の基本的インフラを維持するため、定期的に機器のリプレースを行っている。そのうちの、仮想化基盤サーバが老朽化してリプレースの時期に来ているため、本調達にて「地球環境データベース 仮想化基盤サーバ 1式」を購入する。

4. 仕様

「地球環境データベース 仮想化基盤サーバ等一式」は、以下の仕様を満たす必要がある。なお 1MB、1GB 等の表記は 1k=1000 換算とする。

1) 仮想化基盤サーバ

- ① [CPU] intel Xeon Gold 以上、CPU クロックが 2.2GHz 以上、CPU キャッシュメモリが 39MB 以上で、物理的な演算コアを 26 個以上備えた CPU を 2 個以上搭載していること。ターボブースト機能を持ち、機能するように構成すること。仮想化支援機能として、VT-x 及び VT-d、あるいはそれらと完全な互換性をもつ機能が搭載されていること*。

* システム稼働率を上げるために、運用中の仮想化基盤サーバ（Lenovo ThinkSystem SR650 および SR630）との間で、KVM（Kernel-based Virtual Machine）上のライブ・マイグレーションが動作する必要があるため。

- ② [メモリ] メモリモジュールは 1 枚あたり 32GB の容量を持ち、3200MHz 以上のメモリクロックで動作し、ECC の機能を備えるデュアルランクの製品とし、合計で 256GB 以上の容量となるように構成すること。
- ③ [RAID コントローラ] 12Gbps SAS 規格、SATA 規格、RAID1 及び RAID5、RAID6 に対応し、

キャッシュを 2GB 以上備えたハードウェア RAID コントローラを内蔵すること。

- ④ [ハードディスク (システム領域)] システム領域用として、12Gbps SAS 規格のハードディスク 3 台を内蔵し、ハードウェア RAID1、ホットスペア 1 の構成でセットアップすること。各ハードディスクは 1 台あたり容量 1.2TB 以上、回転数は 10,000 rpm 以上で、ホットスワップが可能であること。また、修理対応後のハードディスク返却不要サービスを付帯すること。
- ⑤ [ハードディスク (データ領域)] データ領域用として、SATA もしくは SAS 規格のハードディスク 2 台以上を内蔵し、ハードウェア RAID1 の構成でセットアップすること。各ハードディスクは 1 台あたり容量 2TB 以上、回転数は 7,200 rpm 以上で、ホットスワップが可能であること。また、修理対応後の、ハードディスク返却不要サービスを付帯すること。
- ⑥ [ネットワーク] 10GBase-T のネットワークインターフェイスを 4 ポート以上備えること。冗長化のため、2 ポートずつ別のボード (マザーボード / ドーターボード / NIC 等) に搭載されていること。10GBase-T の LAN ケーブル 2 本、1000Base-T の LAN ケーブル 2 本、それぞれ 3m のものを本調達に含めること。
- ⑦ [光学ドライブ] DVD+/-RW ROM ドライブを内蔵もしくは外付けで付属し、利用可能とすること。
- ⑧ [筐体のサイズ] 筐体のサイズは 2U 以内とし、スライドレールにより NIES 所有の 19 インチラックに搭載すること。また、メンテナンス性に考慮し、ラックへの搭載はツールレスで行えること。
- ⑨ [電源とファン] 電源ユニット及び冷却ファンは冗長化構成であり、ホットスワップが可能なこと。電源ユニットの入力電圧は 100V/200V の両方に対応していること。NIES 所有の無停電電源装置を使用して電源供給が可能であること。電源ケーブル 2 本を本調達に含めること。本体側の電源ケーブル接続部には抜け止めのストラップを付けること。
- ⑩ [KVM 装置への接続] サーバのモニタ出力及びキーボードとマウスを NIES 所有のケーブルで既設の KVM (Keyboard、Video (Visual unit)、Mouse) 装置に接続すること。
- ⑪ [筐体カバー] 筐体の前面に鍵付のカバーを備え、筐体の前面に搭載されているハードディスク等に対する操作を制限できること。
- ⑫ [システム管理用インターフェイス] Intelligent Platform Management Interface (IPMI) 規格 v2.0 以上に対応したシステム管理用インターフェイスを搭載すること。OS の状態に依存せずに、リモートからブラウザを介して本サーバにアクセスでき、ハードウェアのステータスの確認、本機器の起動、強制停止、再起動が行え、仮想コンソールが利用できること。システムダウンした場合、直前のスクリーンキャプチャを表示できる機能を有すること。本機能専用の 1000Base-T のネットワークポートをもつこと。
- ⑬ [障害時の機能] 前面または背面に LED ランプがあり、障害発生時に点灯または点滅に

より、障害発生を告知する機能をもつこと。CPU、メモリ、ハードディスク、電源、ファン、電圧、温度等の障害検知機能があり、管理者へのメールでの通知機能、前面 LCD での表示もしくは LED の点灯により障害発生箇所を容易に判別出来る機能をもつこと。各種ログ情報の表示、SNMP 機能の利用ができる機能をもつこと。

- ⑭ [ハードウェア保守サービス] 本機器は新品であり、保守期間を納入検査確認後 7 年間とし、24 時間 365 日の電話サポート及び障害切り分け後翌営業日までにオンサイトで対応可能な、機器の製造者が提供するハードウェア保守サービスを付帯すること。また、保障があることを適宜の方法で証明すること。
- ⑮ [運用支援体制] ⑭の保守期間内は、通常使用により発生した故障の無償修理、良品交換による機能回復、保守点検を支援する体制を無償提供すること。保守期間内の平日営業時間（土日祝日及び 12/30～1/3 を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間）は、電話・メールによる問合せ窓口を設置し、NIES 担当者からの問合せがあった場合には対応すること。特に、納入機器のハードウェアに障害が発生した場合は、その復旧方法について適切な助言を与えること。
- ⑯ [OS とセットアップ] OS は Rocky Linux 9 系 64bit のセットアップ時点の最新安定版を、NIES 指定の必要最小限の構成でインストールすること。ネットワーク設定は、NIES 担当者の指定に合わせ設定すること。その他に追加でインストールするソフトウェアがある場合には、事前に NIES 担当者と協議して承諾を得ること。
- ⑰ [設置と接続] 本サーバの設置場所と接続方法については、NIES 担当者の指示に従うこと。サーバは NIES 所有の 19 インチラックの指定位置に設置し、冗長電源の各ケーブルは同一ラック内の指定 PDU とそれぞれ接続し、⑥⑫のネットワークポートは指定ネットワークスイッチに LAN ケーブルで接続すること。設置の際には、NIES の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。万一、NIES の建物・設備等に損傷を与えた場合は、納入者の責任において、原状に復するものとする。
- ⑱ [説明書・マニュアル等] OS、ネットワーク等、施したシステム設定内容や、利用方法の概要、注意点等を記したマニュアルを納入時に提出すること。

2) 提案書

入札説明書 6 (2) の期限までに、以下の項目を含んだ提案書を提出すること。提案書は、紙媒体で 2 部提出すること。

(ア) 機器諸元

(イ) 要求要件を実現するための具体的な方策

(ウ) 全体の工程表

(エ) 体制図

(オ) 照会先

5. 納入場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 5 年 5 月 31 日

7. 検 査

NIES 担当者立会による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。本検査にて員数、機能の確認を行う。納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、

6. の期限内に対処すること。

8. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

本調達、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度大気汚染物質排出量総合調査の排出係数集計業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年3月3日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、関係機関と連携しつつ、微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策を主たる目的とした大気質シミュレーションモデルの開発、並びにその入力データとして使用する、我が国における大気汚染物質の排出インベントリの構築を行っている。排出インベントリに含まれる大規模固定発生源からの大気汚染物質の排出量は、環境省が実施している大気汚染物質排出量総合調査のデータを集計して得られる排出係数（単位燃原料消費量当たりの排出量）と、統計データから得られる燃原料消費量を掛け合わせて推計される。その排出量推計値を改良し、大気質シミュレーションモデルによる大気汚染物質濃度の計算精度を向上させるために、大気汚染物質排出量総合調査の平成27年度（平成26年度実績）のデータの整理と解析を行い、排出量の推計に用いる排出係数を集計することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、本業務を遂行するに当たり、大気汚染物質排出量総合調査の内容や形式、異常値の出現割合等についての知見が必要になるため、請負者は大気汚染物質排出量総合調査データを用いた業務の実績を有することとする。

（1）大気汚染物質排出量総合調査データの修正

大気汚染物質排出量総合調査では、添付資料1の調査票（令和3年度のものであるが、平成27年度のものもほぼ同様の内容）が大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に送付され、各施設は手入力もしくは電子調査票に必要項目を入力して回答を行う。大気汚染物質排出量総合調査データには、各施設から収集された約13万レコードのデータがCSV形式で収録されている。調査項目のうち、産業区分、施設種、煙突高さ、煙突口径、排出ガス温度、年間稼働時間、排出ガス量、大気汚染物質濃度、燃原料名称、燃原料使用量が集計に必要なが、誤記等による異常値が相当量含まれている。NIES担当者と協議の上、個々の異常値に対して修正方法を決定して修正するか、使用に適さないものについては除去する。

（2）大気汚染物質排出量総合調査データの整理

大気汚染物質排出量総合調査のデータは1施設ごとの情報を1レコードとしており、添付資料1に示されているとおり、複数の煙突並びに燃料種の情報が1レコード中に含まれているものがある。煙突高さ、口径、排出ガス温度について、それぞれ1施設中に複数のデータが存在する場合には、それらを平均して集約する。1レコード中に煙突の情報が存在しない場合には、空白として残す。また、複数の燃原料の情報が含まれているものについては、1レコード中に含まれる燃原料の数を付与した上で、1レコード当たり1燃原料になるように、1レコードを燃原料数に分割する。その際、燃原料以外の情報については同一とする。

（3）大気汚染物質濃度と燃原料使用量の単位統一とスクリーニング

データ項目のうち、大気汚染物質濃度と燃原料使用量について、レコードごとに異なる単位を換算し、単一の単位に統一させる。得られた大気汚染物質濃度と燃原料使用量には非現実的な異常値が相当量含まれている可能性がある。燃原料使用量から算出される理論的な排出ガス量と回答値との比較など、異常値を修正並びに除去するためのスクリーニング方法をNIES担当者と協議して決定し、その方法に基づいて異常値のスクリーニングを行う。

（4）大気汚染物質排出量と燃原料消費量の集計

データ項目のうち、大気汚染物質濃度と年間稼働時間、排出ガス量から大気汚染物質排出量を算出し、燃原料使用量とともに産業区分別、施設種別、燃原料種別に集計する。得られた集計値について、環境省のホームページで公開されている平成27年度（平成26年度実績）の大気汚染物質排出量総合調査における大気汚染物質排出量並びに燃原料使用量の集計値との比較を行う。両者のかい離が著しい場合には、その原因について検討し、必要に応じて再度スクリーニングを施すなどの対応を行う。

(5) 排出係数の集計

産業区分別、施設種別、燃原料種別の大気汚染物質排出量の集計値を燃原料使用量で除することにより、大気汚染物質の排出係数を算出する。

(6) 報告書の作成

以上の(1)～(5)のデータ解析結果を総括するとともに、見出された問題点や課題を含めて、報告書に取りまとめる。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 2部
- (2) 業務結果報告書とデータ集計結果を収録した DVD-R 2枚

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

令和3年度大気汚染物質排出量総合調査票

(令和2年4月1日～令和3年3月31日実績)
【提出期限 令和3年11月30日】

ご回答については、環境省ホームページもしくは専用サイトから電子調査票(エクセル)をダウンロードし、記入したデータを、専用サイトまたはEメールで回答することも可能です。



環境省水・大気環境局大気環境課

届出工場事業場番号	0123456789
環境省統一番号	13-001-012345
法人番号	

調査票数 1 / 999
調査票を2枚目以降ご記入する必要はありません。

本調査の内容は、統計以外の目的には使用しません。

※太線で囲まれた欄のみ記入してください。

記載担当者	所属	整備管理係	Eメールアドレス	kankyo@kanri.co.jp
	氏名	環境 太郎	Tel	99-9999-9999
			Fax	99-9999-9999

1. 工場・事業場の情報

①所在地	〒100-9999 東京都千代田区霞が関〇丁目△番口号
②工場・事業場名	青空化学株式会社 霞ヶ関工業
③産業区分	コード Q5 化学工業（化学繊維）

2. 対象ばい煙発生施設の情報

④対象施設

施設番号	届出施設番号	同一規格施設数	施設種別コード	施設種別名	施設区分	設置年月	
						年	月
001	1号ボイラ	1	0101	ボイラ（電力用）	01	2020	3

(参考)大気汚染防止法に基づく貴事業場等の届出情報

○施設規模

施設の規模に関する情報 (伝熱面積、燃焼・処理・焼却能力等)
伝熱面積 59.5m ²

○煙突情報

煙突番号	煙突高さ(m)	煙突排出口の口径(m)			排出ガス温度(℃)
		円形(直径)	矩形(縦×横)		
001	15	0.50	0.25	0.25	200
002	20	0.75	0.30	0.30	150

○処理施設情報

処理施設番号	捕集効率		
	硫黄酸化物(SO _x)	窒素酸化物(NO _x)	ばいじん
001	95	95	95
002	98	98	98

3. 対象ばい煙発生施設の稼働状況

⑤稼働状況(令和2年度の稼働実績)

稼働実績が有る場合		稼働実績が無い場合	
令和2年度稼働時間 2400 時間	※令和2年度稼働時間の記入が困難な場合、以下の通常稼働日数及び通常稼働時間を記入してください	1:非常用として待機中 2:施設廃止済 3:事業所廃止済 4:休止中など	
通常稼働日数 25 日/1月あたり	通常稼働時間 8 時間/1日あたり		

※以下に該当する場合は【4:休止中など】をご記入してください。
・調査対象外施設(大気汚染防止法の規制対象外)
・調査票に記載する施設を設置していない

※「稼働実績が無い場合」にお答えいただいた方はこちらで回答は終わりです。

※以下の項目は「稼働実績が有る場合」にお答えいただいた方のみご記入ください。

⑥ばい煙測定結果(測定値の平均値(令和2年度中に計測したもの)をご記入してください。)

※詳細は記入要領参照

排出ガス量(湿り)(m ³ N/h)	1400	排出ガス量(乾き)(m ³ N/h)	1300	酸素濃度(%)	5.1	水分(%)	9.2	排出ガス温度(℃)	250
硫黄酸化物(SO _x)	1 a	窒素酸化物(NO _x)	30 ppm	ばいじん	0.01 a				
単位(選択回答)	a: ppm b: m ³ N/h	単位	ppm	単位(選択回答)	a: g/m ³ N b: mg/m ³ N				

(参考)大気汚染防止法に基づく貴事業場等の届出情報

最大排出ガス量(湿)(m ³ N/h)	最大ばい煙濃度	硫黄酸化物(SO _x)	窒素酸化物(NO _x)	ばいじん
1400	1 ppm	30 ppm	0.02 g/m ³ N	
1300	1 ppm	25 ppm	0.01 g/m ³ N	

⑦燃原料使用量(実績値をご記入してください。)*記入欄が足りない場合は、裏面にご記入ください。

コード	燃原料名称	令和2年度燃原料使用量		備考*	燃原料の性状			
		単位(選択回答)	単位(選択回答)		硫黄分(%)	比重	高発熱量	
13	C重油	23	1		1.4	0.95	41.7	1
31	都市ガス	2	3		0.001		46	2
38	その他の気体燃料	3	3		0.3		23400	a

*使用量の指定単位(年間あたり)への換算が困難であれば、お手許の資料に記載の単位(時間あたり等)をそのまま「備考」欄にご記入ください。

① 燃原料使用量（実績値をご記入してください。）

コード	燃原料名称	令和2年度 燃原料使用量	単位 (選択回答)	備考※	燃原料の性状			単位 (選択回答)
					硫黄分 (%)	比重	高発熱量	
				1:kL/年 2:t(L)/年 3:千m ³ N/年 4:千kWh/年 または a:L/年 b:kg/年 c:m ³ N/年 d:kWh/年				1:MJ/L 2:MJ/kg 3:MJ/m ³ N または a:kJ/L b:kJ/kg c:kJ/m ³ N

※ 使用量の指定単位（年間あたり）への換算が困難であれば、お手許の資料に記載の単位（時間あたり等）をそのまま「備考」欄にご記入ください。

(参考) 大気汚染防止法に基づく貴事業場等の届出情報

○ 施設の使用方法

燃料または 原材料の種類	燃料中の成分割合 (%)			発熱量		通常の使用量			
	灰分	硫黄分	窒素分	発熱量	単位	最大時 (定格能力運転時)	単位	通常時 (通常運転時)	単位

仕様書

1. 件名 令和4年度 粒子計数分析装置 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 粒子計数分析装置 1式」について規定する

2. 数量 1式

構成内訳	粒子計数分析装置（参考規格：CDA-1000）	1台
	データ処理用ノートPC	1台
	データ処理用専用ソフト	1式
	測定データ印字用プリンター	1台

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、OECDテストガイドラインNo. 201)に基づき、緑藻 *Raphidocelis subcapitata* 等を用いた生長阻害試験を実施している。

本調達は、*R. subcapitata*等の細胞数計測に用いるため、「令和4年度 粒子計数分析装置 1式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和4年度 粒子計数分析装置 1式」については、以下の条件を満たす必要がある。

1) 粒子計数分析装置

- ① 電氣的検知帯法を用いていること。
- ② 測定範囲は3~12 μ mを満たすこと。
- ③ 検出器の交換で0.5~2 μ m程度の粒子が計測可能であること。
- ④ 測定時間が40~50秒程度であること。
- ⑤ CSVにてデータ出力可能であること。
- ⑥ 同一の検出器での測定範囲が1:30程度であること。
- ⑦ 粒度分布等の表示及びデータ処理がPC画面で可能であること。

2) データ処理用ノートPC

- ① 粒子計数分析装置本体の操作を制御可能なソフトがインストールされていること。
- ② OSはWindows 7以上であること。

3) データ処理用専用ソフト

- ① カウント数（個）、オーバーカウント数（個）、粒子濃度（/ml, / μ L）が処理可能であること。
- ② 粒度分布、トレンドグラフ、精度管理グラフが処理可能であること。

4) 測定データ印字用プリンター

- ① 粒度分布、トレンドグラフ、精度管理グラフが印字できる十分な解像度を有すること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 5 年 3 月 31 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 2 日変更閣議決定。）における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。